

# 電波利用環境委員会報告(案)概要

～CISPRの審議状況及び会議対処方針について～

令和3年9月16日  
電波利用環境委員会  
CISPR I作業班

# 国際無線障害特別委員会（CISPR）の概要等

## 1 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

### 1) 目的・構成員等

- 昭和9年に設立された組織で、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会
- 目的：無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進すること
- 構成員：電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者などからなる各国代表、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関（現在、構成国は41カ国（うち18カ国はオブザーバー））
- CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自主確認）【経産省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚労省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準（自主規制）【VCCI】

### 2) 組織

- 総会・小委員会全体会議は年1回開催。
- B・I小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバーに我が国の専門家が加わるなど、CISPR運営において我が国は主要な役割を担っている。



## 2 本年度の開催概要

- 令和3年11月8日から19日までの間、Web会議（Zoom）において開催予定
- 我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から28名が参加予定

## 3 基本的な対処方針

- 基本的な対処方針としては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処

# 【主なトピック】 主な審議状況及び対応方針(Ⅰ小委員会)

## Ⅰ小委員会：情報技術装置・マルチメディア機器及び受信機の妨害波に関する規格を策定

### 放射妨害波測定における測定対象機器の電源ケーブルの終端条件設定

#### 1) 背景と課題

マルチメディア機器の電磁両立性(EMC)適合性試験の一つである放射妨害波の測定において、異なる試験場で測定した場合でも同じ測定結果を得るためには、測定対象機器の電源ケーブルの終端条件を規定する必要がある。

#### 2) 課題の解決方法

我が国が主導し4大陸9か国16試験場の協力を得て、異なる電源ケーブル終端装置を用いた場合に、放射妨害波の測定結果がどのように変化するか比較測定を実施した。この結果、電源ケーブル終端装置をVHF-LISN\*とした場合に、最も適切な測定結果が得られたことから、我が国は、VHF-LISNを終端条件とすることを提案し規格化を推進している。

\* VHF-LISN(電源線インピーダンス安定化回路網)：測定対象機器に供給する交流電源のインピーダンスを安定化することにより、使用交流電源の違いによる測定値の偏差を少なくすることが可能。

具体的には、以下の内容について規格化し問題解決を目指す。

- ・マルチメディア機器(CISPR 32)の放射妨害波の測定条件として提案
- ・測定法に関する基本規格(CISPR 16-1-4(測定用アンテナ・測定場)及びCISPR 16-2-3(放射妨害波測定)に終端装置及び測定配置の条件として提案

#### 3) 審議状況

- ・本件は測定法の基本規格を所掌するA小委員会とのジョイントアドホックグループ(SC-A&I/JAHG6)において、我が国メンバがコー・コンビナーを担当して標準化を推進している。
- ・ラウンドロビンテストの結果を元にCISPR 16-1-4及びCISPR 16-2-3に盛り込むためのCD文書が発行された。技術的なコメントが多かったため、現在、各国コメントを反映した2nd CD案の準備を進めている。

#### 4) 対応方針

CISPR 32、CISPR 16-1-4(測定用アンテナ・測定場)、CISPR 16-2-3(放射妨害波測定)の改定版が発行されるまでの審議・作業を、引き続き我が国が積極的に主導していく。

